号外

1997年　4月発行 第6号

つちや通信

桜の便りがそろそろ聞こえてくる季節になりました、今年は少しお花見が早まるような陽気が続いています。いよいよ４月からは改正消費税の施行がはじまります！！皆さん準備はおすみですか？

セミナーでもご説明致しましたが、改正の主な内容・経過措置及び留意すべき事項を下記に抜粋してみました。再検討の上適切な対応をお願い致します。

【全事業者に共通する改正】

税率の改正　　３％　⇒　５％

《適用時期》　平成９年４月１日以降の資産の譲渡及び役務の提供

（留意点）

・請求書締切日が月末以外の取引先に対して４月分の請求書を発行する場合、３月末日までの取引高については３％、４月１日以降の取引高については５％と明確に区分表示する必要があります。(３月末日までの請求書と４月１日以降の請求書を２通作成する方法があります。)

・４月１日以降の引渡し分（経過措置の適用のある場合を除く）につき、３％しか受取らなかった場合でも、納税額の計算上では５％の税込金額とみなしますので、実質値引したことになります。ご注意ください。

【簡易課税事業者に関する改正】

１．簡易課税制度の適用上限が２億円（現行４億円）に引き下げられました。
　基準期間（前々事業年度）の課税売上高が２億円を超える課税期間は簡易課税制度の適用が受けられません。

２．簡易課税制度の事業区分として新たに第５種事業が設けられ、そのみなし仕入率が５０％とされました。
　第４種事業から第５種事業に事業区分の変更になる業種
　　不動産業、運輸通信業、サービス業（飲食店業を除く）

《適用時期》　平成９年４月１日以後に開始する課税期間から

（留意点）　上記１、２の改正により納税金額が大幅に増加する事業者は資金繰りや利益計画等、充分に注意する必要があります。

【原則課税事業者に関する改正】

仕入税額控除の適用要件の変更

仕入税額控除を受けるための要件が「帳簿又は請求書等の保存」から「帳簿及び請求書等の保存」に変更されました。

《適用時期》　平成９年４月１日以後の課税仕入から

◎帳簿の記載要件

① 課税仕入の相手方の氏名又は名称
② 課税仕入を行った年月日
③ 課税仕入に係る資産又は役務の内容
④ 課税仕入に係る対価の額
　（消費税を含めた取引金額）

◎請求書等の保存、記載事項

①作成者の氏名又は名称
②取引上の日付
③商品名等取引の内容
④消費税を含めた取引金額
⑤交付を受けた者の氏名又は名称

帳簿、納品書、請求書及び領収書の保存
…７年間

【経過措置】

（４月以降の取引についても３％の適用があるもの）

１．電気、ガス、水道などの公共料金、電話代などは平成９年４月中に確定した料金
２．平成８年９月３０日までに締結された工事（製造を含む）の請負契約に基づくもの
３．昭和６３年１２月３０日から平成８年９年３０日までの間に締結したリース契約に基づいて、平成９年４月１日前から引続きリースしている場合

最後に

３月までに仕入をした方が有利か？

原則課税　…　関係なし
簡易課税　…　有利